

# 仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務 公募型プロポーザル方式による受注候補者募集に係る募集要項

## 1. 目的

仙台市中央卸売市場（以下「本場」という。）では、市場再整備に向けて、建築物及び建築設備の老朽化等の現状の諸課題を整理し、その抜本的解決方法を考えるとともに、市場の将来のあり方や適正な施設規模を検討する必要があるため、仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務として委託する。業務の委託にあたり、業務全般に関する豊富な知識と実績を有する事業者提案を求め、総合的に比較衡量のうえ、最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するもの。

## 2. 委託概要

### (1) 業務名

仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務委託

### (2) 業務内容

別紙「仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務委託仕様書」  
（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）までとする。

### (4) 委託上限額

17,380,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募は不可とする。なお、本業務への応募は仙台市競争入札参加者名簿の登録事業者に限定しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (4) 納期の到来している仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所所在市町村税を滞納していないこと）。
- (5) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停

止を受けていないこと。

- (6) 平成28年度以降に地方公共団体が発注した、中央卸売市場に係る、本業務と類似の業務（市場再整備に係る基本構想または基本計画、市場の経営展望の策定等）の受注実績があること。
- (7) 仙台市の求めに応じて速やかに仙台市内の指定する場所に来訪することが可能であること。
- (8) 共同事業体で応募する場合は、共同事業体の名称、代表企業、構成企業を掲載した協定書（任意様式）を提出すること。なお、名称には、本業務委託名と連合体である旨の表現を組み合わせた名称を避けて設定すること。

例）仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務共同企業体 等

#### 4. スケジュール

- (1) 各社からの質問書提出期限 : 令和3年6月11日（金）
- (2) 質問に対する回答 : 令和3年6月15日（火）
- (3) 参加表明書の提出期限 : 令和3年6月18日（金）
- (4) 企画提案書の提出期限 : 令和3年6月25日（金）
- (5) プレゼンテーション（ヒアリング）実施 : 令和3年7月2日（金）【予定】
- (6) 受注候補者特定 : 令和3年7月5日（月）【予定】
- (7) 委託契約の締結 : 令和3年7月20日（火）【予定】
- (8) 結果公表 : 令和3年7月21日（水）【予定】
- (9) 業務完了 : 令和4年3月25日（金）

#### 5. 参加表明書等の提出

- (1) 参加表明書兼誓約書（様式1）（以下「参加表明書」という。）を提出すること。

[提出書類]

- ① 商業登記簿謄本
- ② 印鑑証明書
- ③ 市区町村税の滞納がないことの証明書
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑤ 直近の年度の決算による財務諸表
- ⑥ 共同企業体の協定書

※1 仙台市における令和2・3・4年度競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者については、①～⑤の書類を省略することができる。

※2 ⑥の書類は共同企業体で応募する場合のみ提出が必要。

- (2) 受付期限

令和3年5月24日（月）から同年6月18日（金）まで（土・日曜日は除く）

受付時間は、開市日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間は

除く)

(3) 提出方法

送付した参加表明書を持参または郵送により提出すること。

(4) 提出先

仙台市経済局中央卸売市場管理課企画調査係

〒984-0015 仙台市若林区卸町四丁目3番地の1

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問回答

① 本業務委託に係る質問がある場合には、質問書（任意様式）に必要事項を記入し、件名を「企画提案に関する質問」とし、電子メールで問い合わせること。

② 電話及び窓口での質問には応じない。なお、質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ電話で問い合わせをする場合がある。

③ 受付期限

令和3年6月11日（金）午後5時15分まで

④ 質問書送付先メールアドレス

kei008210@city.sendai.jp

⑤ 質問書に記載する必要事項

質問者の団体名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

(2) 回答

① 質問への回答は、6月15日（火）午後5時までに、仙台市中央卸売市場ホームページ（仙台市公式ホームページ内）に掲載することにより回答する。

② 質問者の名称等については公表しない。

7. 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

受付期限は、6月25日（金）までの開市日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く）とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送。なお郵送の場合は、受付時間までに必着とする。

(3) 提出書類

① 企画提案書等提出書（様式3） 正本1部

② 企画提案書 正本1部、副本6部

(ア)表紙、目次、本編で構成すること。

(イ)A4版縦、横書き、両面、左綴り、本編20ページ以内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

(ウ)表紙には、題名に「仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務にかかる提案書」と記述し、正本にのみ事業者名を記載して押印すること。

(エ)目次は、参照先のページ番号を記載すること。

(オ)本編には、別紙「企画提案書記述項目一覧」に掲げる内容を記述し、各ページにページ番号を付すこと。

(カ)別添「仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務委託仕様書」に記載されている業務に対応できない部分がある場合は、提案の際にその旨を明記すると共に代替案を提案すること。

(キ)副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

③ 見積価格提案書 正本1部、副本6部

(ア)様式は任意とする。

(イ)本業務委託に要するすべての経費を積算すること。(消費税及び地方消費税を含む。)

(ウ)経費の総額を示すとともに、主な業務内容ごとに積算項目別の費用内訳を示すこと。

(エ)正本のみ事業者名を記載し押印すること。

(オ)副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

④ 類似業務受注実績調書(様式4) 正本1部、副本6部

⑤ 業務実施体制調書(様式5) 正本1部、副本6部

(ア)本業務に従事する統括管理責任者、各業務の責任者及び担当者を記入すること。

(イ)未定の場合、想定者を記入し、氏名の横に「(未定)」と記入すること。その場合、本人又は同程度のスキルを持った人員を配置すること。

⑥ 事業者概要(様式6)

#### (4) 注意事項

① 応募者は提出した提案書の内容について、仙台市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。その際、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

#### (5) 提出先

仙台市経済局中央卸売市場管理課企画調査係

〒984-0015 仙台市若林区卸町四丁目3番地の1

## 8. 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、応募者からのプレゼンテーション(ヒアリング)を踏まえて仙台市中央卸売市場再整備に関する調査検討業務受注者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行う。

なお、プレゼンテーション(ヒアリング)については、新型コロナウイルス感染症の状況により、リモートによる実施に変更若しくはプレゼンテーションを中止とする場合がある。中止とする場合、提出された書類による審査のみを行うが、審査委員から質問がある際は質問書を送付するので、別途指示する期限までに回答を求めることがある。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和3年7月2日(金)

(2) 内容等

- 時間は、企画提案書の説明15分、質疑応答10分程度とする。
- 統括管理責任者は、必ず参加すること。
- 参加人数は、4名以内とする。
- プレゼンテーションに参加しなかった提案者及び指定時間15分以上遅刻した応募者は選定の対象外とする。
- プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書の提出時にその旨を明記または申出ること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備するが、使用するパソコンは応募者が用意すること。
- 応募者が多数の場合、プレゼンテーションの時間が変更となること。
- プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

9. 受注候補者の選定等

(1) 評価の基準

審査委員会において、下記の評価項目に沿って企画提案書の評価を行い審査委員が採点し、各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が高い応募者を受注候補者として選定する。

評価項目		評価のポイント	配点
1. 本業務の趣旨との整合性	①業務目的の理解度	・業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ・仕様書の内容を理解し、適切に提案がなされているか。	10
	②業務に必要な基本的知識・技術力	・組織として、本業務内容に関する幅広い知見や情報収集能力を有しているか。 ・全国の中央卸売市場をとりまく環境や課題を認識しているか。 ・多方面の視点からの検討、高度な情報収集・分析能力に基づく提案となっているか。 ・提案は簡潔明瞭で容易に理解できるようにまとめられているか。	20
2. 業務の遂行能力	③業務の実施体制	・本業務に必要な人員が確保されているか。 ・本業務に適した業務経験者が配置されているか。 ・市場改修案・新市場建替え案の立案能力を有している人を配置しているか。	20

		・総括管理責任者や各業務責任者等の役割分担が明確に示されているか。	
	④業務の実 施方針	・業務の実施方針、実施手順が明確で適切に示されているか。 ・実現可能な業務スケジュールが具体的に記載されているか。 ・提案内容は具体的で実現性はあるか。	20
3. 業務実 績	⑤業務実績	・本業務に有効な業務実績を有しているか（基本構想・基本計画・市場の経営展望の策定等も類似業務とする）。	10
4. 創意工 夫につ いて	⑥創意工夫	・調査検討の効果を高めるため、実施事項及び実施方法に創意工夫がなされているか。 ・受注者において原案の充実に寄与すると見込むものの提案等がなされているか。 ・提案者が本業務を受注した際に、有用な提案及び本市にもたらされる効果等 ・本業務における提言の独自性やアイデア	10
5. 見積価 格の妥 当性に ついて	⑦見積価格 の妥当性	・見積内容が提案内容と照らして整合性がある妥当な積算となっているか。 ・見積内容が設定金額以内となっているか。	10

なお、総合点数の同じ事業者が複数いる場合、各委員の採点において以下項目の合計点が高い事業者を上位とする。

- 第一優先項目 業務の実施体制
- 第二優先項目 業務の実施方針
- 第三優先項目 業務に必要な基本的知識・技術力

(2) 選定結果は、各応募者に令和3年7月6日（火）（予定）に電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。

(3) 選定されなかった場合の理由について、通知日から7日以内（土日祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の要求があれば、書面を受理した日から10日以内（土日祝日を除く）に書面により回答する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、受注候補対象者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該応募者に対して通知する。

- ① 提出期日までに提出書類が届かなかった場合。
- ② 応募者が応募資格要件を満たさない者または委託契約者を選定するまでの間に資格要件

を満たさなかった者。

- ③ 他の応募者と企画提案内容等について相談を行うなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- ④ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合。

## 10. 契約に関する事項

### (1) 契約方法

仙台市契約規則（昭和39年規則第47号）の規定に基づき、委託契約を締結する。なお、契約締結に際し、応募書類に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 受注者の決定

受注者は、「9. 受注候補者の選定等」に基づき選定した受注候補者を優先交渉者として契約締結に向けた協議・調整を行い決定する。

ただし、特別な理由により受注候補者と契約ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受注者とする。

### (3) 契約の締結

契約時における仕様書は、別紙本業務仕様書の内容を基本として、受注候補者からの企画提案内容を踏まえて、協議により決定するものとし、別途本市が作成する委託仕様書に基づき随意契約により契約を締結する。なお、協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

### (4) 委託料の支払

業務完了後一括払いとする。

### (5) 契約締結時期は、令和3年7月下旬を予定している。

## 11. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出など、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料は、返却しない。なお、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。
- (3) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合がある。
- (4) 仙台市は提出された資料について、本業務の受注候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を仙台市から求める場合がある。
- (6) 本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、協議の上あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (7) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を順守すること。